## 第7回南魚沼市子ども・子育て会議議事録

日時

平成27年5月28日 13:30から

場所

南魚沼市役所南分館 103会議室

参 加

委 員 15名 (欠席:西野、川島)

事務局 15名 (子育て支援課、保健課、学校教育課)

(欠席:教育部長、子ども・若者育成支援センター長)

# 議題

(1) 南魚沼市子ども・子育て支援事業計画について

(2) 障がい児の早期入園について

(資料2)

(3)算定方式変更による保育料の増減について(報告) (資料3)

(4) 保育の必要な事由の例外規定について

(資料4)

- 1. 開会(子育て支援課長) 13:30~
- 2. 子ども・子育て会議 委員及び事務局の変更について (子育て支援課長) 委員2名及び事務局の変更報告 (資料1)

### 3. 議題

# |議題(1)| 南魚沼市子ども・子育て支援事業計画について(福祉保健部長)

- ① ニーズ調査に基づき、3月末に策定した。
- ② 3月議会において本事業計画を基に以下の条例の制定を行い4月1日から施 行となった。
  - 南魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例
  - ・ 南魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
  - ・ 南魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例
  - 南魚沼市保育園条例(改正)
  - ・ 南魚沼市放課後児童クラブ条例(改正)
- ③ 計画年度は平成31年までの5年間である。

## |議題(2)| 障がい児の早期入園について(事務局より説明)

◎事務局案を承認。

「障がい児」の各園の定員数については、目安程度で設定するということで 合意。

(0にしてはいけない。)

- 間1 障がい児の枠を定めても良いものなのか。
- **答1** 入園児童の優先入園は地方版子ども・子育て会議で定めるものとされている。これはあくまで早期募集の人数であり、利用定員は障がい児を含めて子ども・子育て会議で設定している。
- 間2 入所承諾通知は7月に出るのか。
- 答2 職員の確保ができ次第、通常の入園申込よりは早めに出す。
- 問3 就学児童に関しても同様に7月申込か。
- 答3 今回は未就学児のみを対象としている。就学児に関しては従来通り。
- 問4 年度末に引っ越してこられた方への対応はどうなるか。
- **答4** 申込期間を過ぎた後は健診や遊びの教室での入園希望の調査実施を考えている。
- **問5** 新年度が開始してから障がいが分かることもあるが、その対応はどうなるか。
- **答5** その都度、加配職員を付けることは問題ない。補助金に関しては別途通知 させていただく。
- **意1** 一人親家庭での未満児が急に入園する場合や、障がいが分かるのが急な場合があり、その対応は考えておくべきである。
- **意2** 1歳から障がいのある子が3歳から入園したい場合などの継続した観察 として、あそびの教室などでも成長過程を見ていただきたい。

# 議題(3) 算定方式変更による保育料の増減について(事務局より説明)

◎報告のみ

保育料の算出方法が「所得税額」から「市民税所得割額」に変更されたことにより、前年対比を算出し報告。

⇒おおむね前年のシュミレーション通りとなった。

### |議題(4)| 保育の必要な事由の例外規定について(事務局より説明)

ケース1:別居中の親の就労規定

◎事務局案を承認。

別居中の親の就労の確認について、市の相談担当や児童相談所、民生委員が関わりのあるケースについては、その担当の意見書により「同居する片親の状態」で認定する。

- 間6 家庭状況の確認はどのくらいの期間をあけて行うか。
- 答6 家庭の相談担当の職員が随時確認する。

## ケース2:特別な配慮が必要な児童の育児

◎事務局案を承認。

下の子の面倒を見るためとして、今年度の経過措置で入園を許可されている児童について、その児童の下の子が低出生体重児や障がい児等の特別な配慮が必要な児童であった場合に「同居親族の看護・介護に類する状態」であるとして、 医療機関等に証明書の添付を条件に標準時間認定とする。

### ケース3:保育に欠ける事由に期間があく場合

- ◎原則として、事務局案を承認。どうしてもという場合は個々に相談とする。 「保育に欠ける状態」である認定機関に期間があく場合、同一月内に入退園が ある場合を除き、原則退園とする。
- **意3** 必ず再入園するという場合には園で席をあけておく場合もある。
- **意4** 親の都合で退園、入園となると子どもに負担がかかるという見方もあるが、 子どもにとっては親と過ごせて嬉しいという見方もある。

### ケース4:「集団生活を経験させたい」理由での保育園入所

◎事務局案を承認。

集団生活を経験させる目的は、各地域のこども園でも可能である。保育園は保育に欠ける状態の児童が入園可能な施設である為入園できない。私的契約等なら可能。

- 間7 私的契約時の保育料とはいくらぐらいになるものか。
- **答7** およそ8万円(国基準)である。市の独自軽減があり、未満児52,500円、 以上児33,000円である。
- **間8** 希望の仕事に就けず、保育園にも入れずだと仲間外れになったように感じる方もいる。何かフォローがあればと思う。

- **答8** ニーズに沿っているかは分からないが、集団生活の経験は、ほのぼの広場でも可能で、そういった施設も周知していく。
- **意5** 働かなくても保育園に入れるような土壌を作ってきた市の政策の問題も あるではないか。
- 4. その他 保育所の利用定員の設定について (事務局より説明)
  - ◎参考資料のとおり、各園の利用定員を変更報告。
- 5. 閉会(子育て支援課長) 15:45